

揭示事項(短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護(ユニット型))

2025年9月改定

運営規定の概要

フリガナ	ケヤキノモリ タンキニューショセイカツカイゴ		サービスの種類	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 (ユニット型)
事業所名	けやき野の森 短期入所生活介護		事業所番号	1172801944
所在地	サイタマケンイルマシシモフジサワ1140バン1		フリガナ	キリヤ ノリアキ
	埼玉県入間市下藤沢1140番1		管理者	桐谷 典明
連絡先	電話番号	04-2937-5400	FAX番号	04-2937-5402
利用定員	11名(1ユニット 11名×1ユニット)			
利用料	厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分(別掲)			
その他の費用	滞在費 2,310円 食費 (朝食450円 昼食700円 夕食600円) 送迎に関する費用 40円/km			
通常の事業の実施地域	入間市			
	備考			

従業者の勤務体制

職種	員数			
	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務
管理者	0	1	0	0
生活相談員	0	1	0	0
看護職員	0	1	0	0
介護職員	0	3	0	2

秘密保持

- 当事業所の従業者は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業者は、従業員が当事業所の従業員でなくなった後においても、当事業所の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業所は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ることとします。

利用料その他費用の額

あなたがサービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担額は、原則として次の基本利用料の介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額です。

《短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護(ユニット型)》

※入間市は地域加算対象で1単位10.33円加算となります。

・基本部分・・・ 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護(ユニット型)1日あたり

要介護状態区分	単位数	地域 単価	介護報酬	お客様負担金		
				(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)
要支援1	529単位	10.33	5,464円	547円	1,093円	1,640円
要支援2	656単位		6,776円	678円	1,356円	2,033円
要介護1	704単位		7,272円	728円	1,455円	2,182円
要介護2	772単位		7,974円	798円	1,595円	2,394円
要介護3	847単位		8,749円	875円	1,750円	2,625円
要介護4	918単位		9,482円	949円	1,897円	2,845円
要介護5	987単位		10,195円	1,020円	2,039円	3,059円

・加算

加算	単位数	地域 単価	介護報酬	お客様負担金		
				(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)
送迎加算	184単位/片道	10.33	1,900円	190円	380円	570円
緊急短期入所 受入加算	90単位/日		929円	93円	186円	279円
長期利用者減算	■30日以上利用の場合：定単位数－30単位 ■61日以上利用の場合：所定単位数－32単位					

事故発生時の対応

- 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、定める措置を講ずるものとする。
- 事故が発生した場合の対応、定める報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。
- 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事故又は当該事態が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 事業者は、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに当該入所者の家族等及び市に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 事業者は、前項の事故については、その状況及び事故に際して採った処置を記録するものとする。
- 事業者は、入所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

緊急時における対応方法

- サービス提供時に入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合はあらかじめ定められた配置医師又は協力病院による対応、その他の方法による対応等の必要な措置を速やかに行う。

協力医療機関	所在地	電話番号
社会医療法人 東明会 原田病院	埼玉県 入間市 豊岡 1丁目13-3	04-2962-1251
医療法人社団湖聖会 ふれあい歯科 新河岸	埼玉県川越市 砂 915-7	04-9265-7543

福祉サービス第三者評価

- 昨年度実施なし

実費

理美容代	実費
立て替え金(嗜好品)	実費

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設の名称	特別養護老人ホームけやき野の森
申請するサービスの種類	介護老人福祉施設・短期入所生活介護
措 置 の 概 要	
1 利用者からの相談又は苦情などに対応する常設の窓口(連絡先)及び担当者の設置状況	
公的団体の窓口	埼玉県国民健康保険団体連合会 埼玉県さいたま市中央区大字下落合 1704 番地 介護保険課苦情対応係 電話：048-824-2568 窓口開設時間 午前 8 時 30 分から 12 時まで 午後 1 時から 5 時まで （年末年始・祝祭日を除く月曜日から金曜日まで）
市町村の窓口	入間市健康推進部介護保険課 埼玉県入間市豊岡 1 丁目 16 番地の 1 電話：04-2964-1111 窓口開設時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（年末年始・祝祭日を除く月曜日から金曜日まで）
当施設での苦情担当窓口を次のとおり設置します。	
① 窓口設置場所	特別養護老人ホームけやき野の森 埼玉県入間市下藤沢 1140 番地 1 電話：04-2937-5400 FAX：04-2937-5402
② 窓口開設時間	午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで
③ 対応者	施設長 桐谷 典明
④ その他	午後 5 時 30 分以降についても、夜勤者等で受付け管理者へ連絡し対応いたします。
苦情解決第三者委員 社会福祉法人 苗場福祉会 河野 智 千葉県千葉市花見川区幕張町 5-447-19 A204 電話：090-1687-5521 高橋 愛 新潟県十日町市寿町 3-4-10 カドヤパークオフィス 1-B 電話：090-1687-5513	
2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制及び手順	
（１）相談及び苦情の対応 相談又は電話があった場合、原則として当事業所の管理者が対応します。一般職員が苦情を受けた場合は、必ず管理者と連携し対応します。	
（２）確認事項 相談又は電話については、次の事項について確認します。 相談又は苦情のあった苦情者の氏名及び利用者の氏名、具体的な苦情・相談の内容（日時等）、担当した職員の氏名（苦情対象者が分かる場合）、対応した職員の氏名等を記載します。	
（３）相談及び苦情処理期限の説明 相談及び苦情の相手方に対し、対応した職員の氏名を提示し、相談・苦情を受けた内容について回答する期限を併せて説明いたします。	
（４）相談及び苦情処理 概ね次の手順により、相談及び苦情について処理します。 ①事業所内において、管理者を中心として相談・苦情処理のための会議を開催します。 ②サービスを提供した職員からの概況説明を行います。 ③問題点の整理、洗い出し及び今後の改善策についてのディスカッションを行います。 ④文章により回答を作成し、管理者が事情説明を利用者に対して直接行った上で、文章を渡します。 ⑤苦情処理の概要についてまとめた上で利用者を担当する市町村に対して報告を行い、更なる改善点について助言、指導を受けます。 ⑥上記の内容について提示し、事業所内において改善策を検討し再発の防止につとめます。	